

【別記 1】

「危険物の在庫管理従事者の職務及び組織」

在庫管理従事者	担当	職務	氏名
	(正)		
	(副)		

【別記 2】

「危険物の在庫管理に従事する者に対する教育の方法及び内容」

により、在庫管理従事者に次の教育を実施するものとする。

在庫管理従事者	1回／年 従事者が変更になった場合はその都度	(1) 点検業務に関する基本的事項 ①在庫管理計画書の意義・目的の理解 ②在庫管理に関する消防法令の理解 ③在庫管理の対象となる設備の理解 (2) 在庫管理の点検方法及び記入方法 (3) 漏洩検査管の点検方法及び記入方法 (4) 異常時の対応 ①異常の判断基準の理解 ②異常時対応手順の理解
---------	---------------------------	---

【別記 3】

「危険物の在庫管理の方法」

在庫管理の方法

(1) 漏洩検査管による点検

- ①検知棒を検査管の底部まで挿入し、油分等の付着の有無を臭い及び目視で確認する。
- ②地下水の有無を確認する。
- ③必要に応じ検査管内部の可燃性蒸気の有無を確認する。

(2) 在庫量の確認・測定方法

- ①危険物の貯蔵又は取扱数量の1/100以上の精度で管理を行う。
- ②タンク直上式液面計での測定は、タンク上部マンホールを開け、液面計の数値を直接読み取る。この時、読み取りに誤差がでないように、液面計の真上から計器の数値を確認する。

(3) 在庫管理状況の記録

在庫の累計増減率の管理（計算）は、原則毎日行うこととし（最大でも1週間に1回曜日を指定し行う）、記録は「在庫管理記録表」に記入し、3年間保存する。

【別記 4】

「危険物の漏れが確認された場合に取りべき措置」

1 異常の判断

(1) 在庫管理時の異常

1ヶ月間の在庫変動量（累計変動率）が、1%を超えた場合は異常と判断する。

(2) 漏洩検査管での点検時の異常

漏洩検査管からの著しい油臭や挿入した検知棒に著しい油分の付着が認められる場合は異常と判断する。

2 異常時の対応

(1) 在庫管理従事者は上記1の異常が疑われる場合には、速やかにへ報告する。

(2) は速やかに実情を調査し、油漏洩であると判断した場合は、唐津市長に報告するとともに、専門業者に詳細な検査を依頼する。

(3) 専門業者は の立会いのもと異常箇所の特定を行う。

(4) は唐津市消防本部と協議のうえ、適切な修理、取替え等の計画をし、許可を受け改修工事を行う。

【別記 5】

「在庫管理の対象設備」

[地下タンク]

タンク No.	油種名	容量	構造	タンク入替
No.		KL		
No.		KL		
No.				
No.				
No.				

今回の届出対象は\_\_\_\_\_タンクである。

[地下埋設配管]

	配管種類
施設内全て	

[漏洩検査管]

タンク No.	計本

## 在庫管理記録表

製造所等の区分		許可年月日・番号	
		完成年月日・番号	

タンク番号	油種名	タンク容量	点検実施者 職・氏名	
		KL		

( )月	漏洩検査管 の 点検結果	営業前の 在庫量	ローリー からの 受入数量	使用量	計算上 の 在庫量	終業時 の 在庫量	増減	使用量 (販売量) の累計	増減 の 累計	累計 増減率
1日										
2日										
3日										
4日										
5日										
6日										
7日										
8日										
9日										
10日										
11日										
12日										
13日										
14日										
15日										
16日										
17日										
18日										
19日										
20日										
21日										
22日										
23日										
24日										
25日										
26日										
27日										
28日										
29日										
30日										
31日										
月間累計										

- ※ 1 「漏洩検査管の点検」は、1週間に1回実施すること。
- 2 「終業時の在庫量」は、油面計等で実際の在庫量を確認すること。
- 3 「増減」は、「計算上の在庫量」と「終業時の在庫量」とを比較すること。
- 4 「増減の累計率」は、「増減の累計」÷「使用量（販売量）の類計」×1/100